

埼玉県立さきたま史跡の博物館ボランティア設置要綱

(設置及び目的)

第1条 埼玉県立さきたま史跡の博物館(以下「博物館」という。)では、事業の推進に当たり、ボランティア制度を導入し、その活動を通して、博物館利用者の便宜を図るとともに円滑な博物館運営を促進し、もって県民のための博物館として地域文化の向上に資することを目的として、博物館ボランティア(以下「ボランティア」という。)を置くものとする。

(ボランティアの種類及び業務)

第2条 ボランティアは、次の種類に区分する。

- 一 展示解説ボランティア
- 二 学習支援ボランティア
- 三 環境整備ボランティア
- 四 学生ボランティア
- 五 その他館長が必要と認めるボランティア

2 ボランティアは、次の業務を担当する。

- 一 展示解説ボランティアは、古墳群や出土遺物の解説を行う。
- 二 学習支援ボランティアは、体験学習の補助及び講座・催物の補助を行う。
- 三 環境整備ボランティアは、公園内の美化活動を行う。
- 四 学生ボランティアは、展示解説・学習支援・環境整備の中で希望する業務を行う。

(資格及び登録)

第3条 ボランティアは、次の条件を満たす者が申込みできる。

- 一 博物館の運営や文化財の保護に理解と関心のある者
- 二 月2日以上、1日午前9時から午後4時半の範囲で、ボランティア活動が可能な者
- 三 18歳以上の者

ただし、学生ボランティアは高校生以上の学生・生徒である者

2 前項各号に該当する者のうち、ボランティアとして所定の研修を受け、第1号様式により登録を申請した者の中から、埼玉県立さきたま史跡の博物館長(以下「館長」という。)が適当と認める者について、ボランティアとして登録する。

3 登録期間は、登録した日の属する年度末までとする。

なお、引き続きボランティア登録を希望する者は、第5号様式により、毎年2月に更新登録を申請することができる。

4 博物館は、毎年度、登録時に委嘱状を交付するものとする。

5 ボランティア活動を辞退、休止又は復帰するときは、第2号様式又は第3号様式による申請を要するものとする。

6 ボランティア活動証明書が必要な場合は、第4号様式により申請するものとする。

7 第1号様式の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに申請するものとする。(様式任意)

(登録の抹消)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティアの登録を抹消することができる。

- 一 登録辞退を申し出たとき。
- 二 活動内容に反する行為があったとき。
- 三 館の設置目的に反する行為があったとき。
- 四 館の信用を傷つけるおそれのある行為があったとき。
- 五 ボランティア組織の円滑な運営を阻害したと認められるとき。
- 六 3か月以上無断で活動を休んだとき。

(募集)

第5条 博物館は、毎年、必要と認められる人数のボランティアを募集できるものとする。人数及び募集期間は、その都度館長が定めるものとする。

(保険)

第6条 ボランティアは、博物館が被保険者となるボランティア保険に加入するものとする。

(報酬等)

第7条 ボランティアに報酬、交通費及び食費等は支給しない。

(その他)

第8条 博物館とボランティアとの間に調整事項が生じた場合は、職員とボランティア相互が誠意をもって対応する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動の実施に必要な事項については、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。